

・主要施策, 事務事業

令和2年度(2020年度)監査事務局運営方針(年度評価)

区 分	担当課	評価	評価の説明
<p>1 監査等機能の充実</p> <p>① 定期監査の充実</p> <p>予算執行および財産管理等について、適法性、適正性、経済性、効率性、有効性の観点から、予防的・指導的な監査を実施します。</p> <p>② 行政監査の充実</p> <p>市の組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営等について、市民等受益者の目線も併せもって、その適正性および効率性の観点から、行財政改革の推進や市民ニーズに対応した、より実効性の高い監査を実施します。</p> <p>③ 決算審査等の充実</p> <p>決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施します。 また、財政健全化審査については、健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかを主眼として実施します。</p> <p>④ 監査等の結果の共有と活用</p> <p>監査、審査、検査において、これまで指摘、意見、指導した事案を効果的な時期に発信、共有することによって自己点検を促し、より適正な事務の執行に寄与します。</p>			
<p>2 監査事務における専門性の向上と人材育成の充実</p> <p>監査事務の質的向上を図るため、必要な知識や情報を監査事務局内で共有するとともに、職員のスキルアップを目的とした職員研修の充実を図ります。</p>	事務局	B	業務を通じた意見交換やオンラインとなった研修会への参加などにより、職員のスキルアップを図るとともに、監査能率の向上に努めた。
<p>3 市民への情報提供と周知</p> <p>監査の結果等の情報をホームページ等を活用し、分かりやすく、速やかに市民に公表します。</p>	事務局	B	監査計画や監査結果について、適時、ホームページにて公表を行った。